

県民協働による里山整備・利用事業(開かれた里山)計画について

1 里山整備利用地域について

(1) 里山整備利用地域とは

地域住民をはじめとする皆さんが、主体的に里山の整備・利用に取り組む地域を、市町村長の申出によって「長野県ふるさとの森林づくり条例」第 26 条により、知事が認定するものです。認定された地域では、「長野県森林づくり県民税」による支援策を活用できます。

【里山を利用した活動と支援の例】



森林環境教育・自然保育



地域主体の里山整備



里山資源の利用

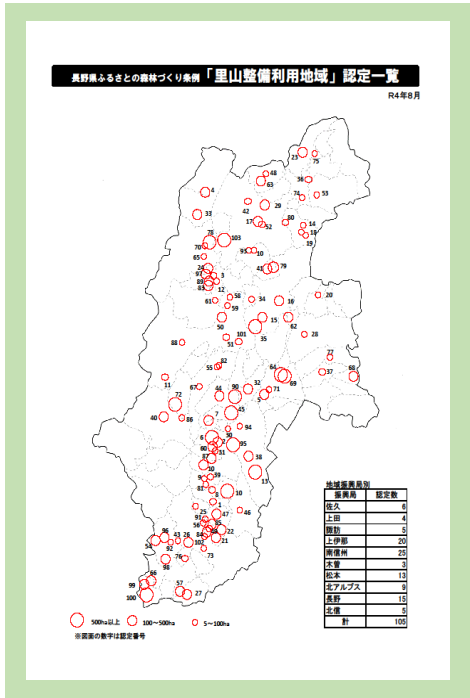
(2) 認定要件

- ・5ha 以上にわたる一団の森林を対象としていること
- ・対象となる森林と密接に関係する集落が存在していること
- ・里山整備利用推進協議会等の地域住民等が自発的な活動をするための体制が整備されていること
- ・活動の内容が、里山の整備及び利用を推進するものであり、里山の保全に資すると認められること
- ・活動が継続的に行われることが認められること

(3) 上田管内 里山整備利用地域 認定状況

| 番号 | 認定日 | 市町村名 | 地域名 | 面積 (ha) |
|----|-----------|------|-------|---------|
| 15 | H30.10.25 | 上田市 | 霊泉寺温泉 | 490 |
| 16 | H30.10.25 | 上田市 | 飯沼 | 208 |
| 34 | H31.3.19 | 青木村 | 村松西 | 95 |
| 35 | H31.3.19 | 上田市 | 鹿教湯温泉 | 673 |

2 県民協働による里山整備・利用事業 について



(1) 里山整備利用地域活動推進事業

地域住民による里山の整備・利活用を促進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」の認定地域において、地域住民による里山整備利用推進協議会の立ち上げ及び里山整備利用地域活動計画の作成等を支援する。

| 事業主体 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
|-------------|---|---|-------|-------|
| 里山整備利用推進協議会 | ・現地調査 ・計画作成 ・地域活動（森林体験活動、山菜・きのこ栽培等） ・安全講習会・研修等 | 賃金、諸金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、保険料、役務費、委託料、使用料及び賃借料 | 10/10 | 3ヶ年度間 |

(2) 里山資源利活用推進事業

里山の資源を有効に活用し地域に還元する仕組みづくりを進めるため、自立的・持続的な管理体制の構築に必要な資材の導入等を支援する。

| 事業主体 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
|-------------|--------------------------------------|------------|-----|-------------------|
| 里山整備利用推進協議会 | ・資機材等の導入（チェーンソー、薪割り機、簡易ウインチ、移動式トイレ等） | 備品及び資機材購入費 | 3/4 | 補助対象経費上限 累積 150万円 |

(3) 里山整備利用地域活動推進事業（開かれた里山）

県民が広く親しめる「開かれた里山」の仕組みづくり（研修会の開催等）及び整備・利活用に向けた合意形成等を支援する。

| 事業主体 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------|--------|-----|-------|
| 里山整備利用推進協議会 （「開かれた里山」計画が承認） | （「里山整備利用地域活動推進事業」と同じ） | | | 2ヶ年度間 |

(4) 里山資源利活用推進事業（開かれた里山）

里山の自立的な整備・利活用に向けた条件整備管理体制を支援する。

| 事業主体 | 事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------------|--------|-----|-------------------|
| 里山整備利用推進協議会 （「開かれた里山」計画が承認） | （「里山整備利用地域活動推進事業」と同じ） | | | 補助対象経費上限 累積 100万円 |